食料安全保障強化生産基盤整備特別対策事業実施要領の運用

令和８年（2026 年）４月１日 農設第１１３７号 農政部長通知

第１　食料安全保障強化生産基盤整備特別対策事業の実施については、食料安全保障強化生産基盤整備特別対策事業実施要領（令和８年（2026 年）４月１日付け農設第１１３６号農政部長通知。以下「実施要領」という。）によるもののほか、この運用に定めるところによる。

第２　実施要領第２の１表内に掲げる「先進モデル展開型」及び「生産拡大型」における条件不利地区分は、次の（１）～（９）のいずれかに該当する地区（ほ場）に適用する[注1]。

整備内容	区分
	条件不利地
区画整理	（１） 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第２条第１項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島 （２） 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第２条第２項の規定に基づき指定された地域 （３） 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第７条第１項の規定に基づき指定された地域 （４） 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第２条第１項の規定に基づき指定された地域 （５） 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第 19 号）第２条第１項（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第３条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 41 条第１項若しくは第２項（同条第３項の規定により準用する場合を含む。）、第 42 条又は第 44 条第４項の規定により過 疎地域とみなされる区域を含み、令和３年度から令和８年度までの間に限り、同法附則第５条に規定する特定市町村（同法附則第６条第１項、第７条第１項及び第８条第１項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和３年度から令和９年度までの間に限り、同法附則第５条に規定する特別特定市町村（同法附則第６条第２項、第７条第２項及び第８条第２項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。） （６） 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成５年法律第 72 号）第２条第１項に規定する特定農山村地域 （７）棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第７条第１項の規定に基づき指定された指定棚田地域 （８）地区の主傾斜が１／１００以上の水田 （９）ほ場の現況勾配が８°以上の畑

注１　(１)～(８)に該当する場合は地区単位、(９)に該当する場合はほ場単位での適用とする。

第３　実施要領第２の１表内の「スマート農業の導入効果を最大限に発揮させる区画整理、用水施設等の一体的な整備」とは、地目ごとに、区画整理にあっては下表に掲げる全ての整備条件を満たすほ場の整備（客土、除れきを含めることができる）をいい、用水施設にあっては、畑地かんがい受益地内において末端散水施設が整備されていない場合における当該施設の整備をいう。

なお、既に整備条件が整っている場合、新たな整備を要しないが、畑における傾斜改良のみ必須とする。

整備内容	整備条件
	水田
区画整理	一般、実施要領の運用 第２(１)～(７)に区分される条件不利地【６法、棚田】 （１）２ヘクタール以上となる整備 （２）暗渠排水及び地下かんがい機能を有する集中管理孔の設置 （３）末端用排水施設の暗渠化 （４）多機能型自動給水栓の設置 （５）対面する２辺以上のターン農道の設置
	実施要領の運用 第２(８)に区分される条件不利地【主傾斜】 （１）０．５ヘクタール以上となる整備 （２）暗渠排水及び地下かんがい機能を有する集中管理孔の設置 （３）末端用水施設の暗渠化 （４）多機能型自動給水栓の設置 （５）法面の緩傾斜化

整備内容	整備条件
	畑
区画整理	一般、実施要領の運用 第２(１)～(７)に区分される条件不利地【６法、棚田】 （１）５ヘクタール以上となる整備 （２）現況勾配５°以上を５°未満にする傾斜改良 （３）末端用排水施設の暗渠化など障害物の除去 （４）暗渠排水（部分的な整備を含む） （５）末端散水施設の整備 注１
	実施要領の運用 第２(９)に区分される条件不利地【現況勾配】 （１）２．５ヘクタール以上となる整備 （２）現況勾配８°以上を５°未満にする傾斜改良 （３）末端用排水施設の暗渠化など障害物の除去 （４）暗渠排水（部分的な整備を含む） （５）末端散水施設の整備 注１

注１　畑地かんがい受益外にあっては、（５）の整備は不要